



島根県報

令和5年2月24日（金）

号外第16号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ） 4

告 示**島根県告示第122号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	浜田美都線	浜田市櫛田原町578番4地先から同地先まで	前	メートル 47.00～ 72.00	メートル 27.30	浜田県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	メートル 56.00～ 72.00	メートル 27.30		

島根県告示第123号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	美濃地石見横田停車場線	益田市美濃地町イ373番2地先から同町口345番3地先まで	前	メートル 7.80～ 24.32	メートル 890.00	益田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	メートル 7.80～ 31.40	メートル 890.00		

島根県告示第124号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	佐田八神線	出雲市佐田町大呂3102番21地先から同番10地先まで	メートル 103.40	令和5年 2月24日	出雲県土整備 事務所	
〃	〃	出雲市佐田町大呂1915番地先から同地先まで	46.30	令和5年 2月24日		

島根県告示第125号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	波佐匹見線	益田市匹見町道川口569番8地先から同地先まで	メートル 22.50	令和5年 2月24日	益田県土整備 事務所	